基安労発 0226 第 4 号 平成 27 年 2 月 26 日

国土交通省総合政策局環境政策課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の平成 27 年度以降の 負担金について

標記除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度につきましては、平成25年12月26日付け基発1226第14号により、貴省あてに協力依頼を行ったところです。

今般、本制度の事務局である公益財団法人放射線影響協会より、別添のとおり 平成27年度以降の負担金について決定がなされましたので、貴課におかれまし ても御了知いただくとともに、制度参加に要する経費に関する発注上の配慮に ついてご協力いただきますようお願いします。

26登総第482号 平成27年2月24日

除染登録管理制度参加事業者 代表者各位

> 公益財団法人 放射線影響協会 理事長 長瀧 重信

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の平成27年度以降の負担金について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会の事業運営に関しまして、多大のご支援とご協力をいただき、誠にありが とうございます。

さて、標記の件について、平成27年2月12日に開催しました除染等業務従事者等被ば く線量登録管理制度参加者協議会における決議を受け、以下の通りといたします。

今後とも、本制度の運用についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

[定期線量登録及び記録引渡しを行う事業者]

(従前の通り)

平成25年度:年額 3,000円/人(各種登録及び記録引渡しに係わる負担

金及びシステム整備に係わる費用を含める)

平成26年度:年額 4,500円/人(各種登録及び記録引渡しに係わる負担

金、システム整備に係わる費用及び本制度発足前に完工した

除染等事業での被ばく線量の登録に係わる費用を含める)

(新規設定)

平成 27~28 年度 : 年額 2,500 円/人とする。

注1) 平成 27 年度及び平成 28 年度に関わる工事を対象と する。

注2) 工事が年度をまたがる場合は、年度が変わった最初の 定期線量登録時に次年度の負担金(年額)の請求及び 支払いを行う。

なお、平成 28 年度の負担金については平成 27 年度と同等とするが、今後の登録及び収支の状況によって必要があれば制度参加者協議会に諮り適宜見直しを行う。

平成29年度以降の負担金については制度参加者協議会で協議することとする。

[記録引渡しのみを行う事業者]

(従前の通り) 記録引渡しの都度 2,000 円/人とする。

基安労発 0226 第 4 号 平成 27 年 2 月 26 日

農林水産省技術会議事務局技術政策課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の平成 27 年度以降の 負担金について

標記除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度につきましては、平成25年12月26日付け基発1226第14号により、貴省あてに協力依頼を行ったところです。

今般、本制度の事務局である公益財団法人放射線影響協会より、別添のとおり 平成27年度以降の負担金について決定がなされましたので、貴課におかれまし ても御了知いただくとともに、制度参加に要する経費に関する発注上の配慮に ついてご協力いただきますようお願いします。

26登総第482号 平成27年2月24日

除染登録管理制度参加事業者 代表者各位

> 公益財団法人 放射線影響協会 理事長 長瀧 重信

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の平成27年度以降の負担金について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会の事業運営に関しまして、多大のご支援とご協力をいただき、誠にありが とうございます。

さて、標記の件について、平成27年2月12日に開催しました除染等業務従事者等被ば く線量登録管理制度参加者協議会における決議を受け、以下の通りといたします。

今後とも、本制度の運用についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

[定期線量登録及び記録引渡しを行う事業者]

(従前の通り)

平成25年度:年額 3,000円/人(各種登録及び記録引渡しに係わる負担

金及びシステム整備に係わる費用を含める)

平成26年度: 年額 4,500円/人(各種登録及び記録引渡しに係わる負担

金、システム整備に係わる費用及び本制度発足前に完工した

除染等事業での被ばく線量の登録に係わる費用を含める)

(新規設定)

平成 27~28 年度 : 年額 2,500 円/人とする。

注1) 平成27年度及び平成28年度に関わる工事を対象と する。

注2) 工事が年度をまたがる場合は、年度が変わった最初の 定期線量登録時に次年度の負担金(年額)の請求及び 支払いを行う。

なお、平成 28 年度の負担金については平成 27 年度と同等とするが、今後の登録及び収支の状況によって必要があれば制度参加者協議会に諮り適宜見直しを行う。

平成29年度以降の負担金については制度参加者協議会で協議することとする。

[記録引渡しのみを行う事業者]

(従前の通り) 記録引渡しの都度 2,000 円/人とする。

基安労発 0226 第 4 号 平成 27 年 2 月 26 日

福島県生活環境部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の平成 27 年度以降の 負担金について

標記除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度につきましては、平成25年12月26日付け基発1226第16号により、貴庁あてに協力依頼を行ったところです。

今般、本制度の事務局である公益財団法人放射線影響協会より、別添のとおり 平成27年度以降の負担金について決定がなされましたので、貴部におかれまし ても御了知いただくとともに、制度参加に要する経費に関する発注上の配慮に ついて御協力いただきますようお願いします。

26登総第482号 平成27年2月24日

除染登録管理制度参加事業者 代表者各位

> 公益財団法人 放射線影響協会 理事長 長瀧 重信

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の平成27年度以降の負担金について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会の事業運営に関しまして、多大のご支援とご協力をいただき、誠にありが とうございます。

さて、標記の件について、平成27年2月12日に開催しました除染等業務従事者等被ば く線量登録管理制度参加者協議会における決議を受け、以下の通りといたします。

今後とも、本制度の運用についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

[定期線量登録及び記録引渡しを行う事業者]

(従前の通り)

平成25年度:年額 3,000円/人(各種登録及び記録引渡しに係わる負担

金及びシステム整備に係わる費用を含める)

平成26年度:年額 4,500円/人(各種登録及び記録引渡しに係わる負担

金、システム整備に係わる費用及び本制度発足前に完工した

除染等事業での被ばく線量の登録に係わる費用を含める)

(新規設定)

平成 27~28 年度 : 年額 2,500 円/人とする。

注1) 平成 27 年度及び平成 28 年度に関わる工事を対象と する。

注2) 工事が年度をまたがる場合は、年度が変わった最初の 定期線量登録時に次年度の負担金(年額)の請求及び 支払いを行う。

なお、平成 28 年度の負担金については平成 27 年度と同等とするが、今後の登録及び収支の状況によって必要があれば制度参加者協議会に諮り適宜見直しを行う。

平成29年度以降の負担金については制度参加者協議会で協議することとする。

[記録引渡しのみを行う事業者]

(従前の通り) 記録引渡しの都度2,000円/人とする。